

IP網への移行後の音声接続料の在り方

論点整理②（案）

論点1 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

- ・メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料を、同一の接続料として算定する場合、どのような方法が考えられるか。
- ・IP網への移行過程(令和4年4月～令和6年12月)における加入電話・メタルIP電話の音声接続料の例(PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルによる算定値をトラヒック比で加重平均)を参考に、トラヒック割合等を踏まえて加重平均をとることが考えられるか。

論点2 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い(アクセス回線の光回線代替)

- ・LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置き換えについて、どのように考えるか。
- ・今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を踏まえた検討が必要ではないか。

論点3 東西均一接続料の扱い

- ・メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き、東西均一とすべきか。
- ・接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討する必要があるのではないか。
- ・ひかり電話の接続料との加重平均等により算定する「同一の接続料」が、東西別となることについてどう考えるか。

論点4 接続料算定方法の適用期間

- ・IP網へ移行後の接続料算定方法の適用期間について、どのように考えるか。
- ・環境変化への柔軟な対応を可能とする観点から次期適用期間についても、これまでと同程度とすることが考えられるか。

論点5 その他検討を要する事項

- ・上記の他、IP網への移行後の音声接続料の在り方について検討を要する事項はあるか。
 - NTT東日本・西日本から以下の事項について提案(第67回接続政策委員会(11/1))があった。
 - ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較
 - LRICモデルの運用プロセスの簡素化
 - 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

論点3 東西均一接続料の扱い

- ・メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き、東西均一とすべきか。
- ・接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討する必要があるのではないか。
- ・ひかり電話の接続料との加重平均等により算定する「同一の接続料」が、東西別となることについてどう考えるか。

<事業者からの主な意見(第67回接続政策委員会(11/1))>

- 東西別料金とする場合には、通信市場や利用者への影響を踏まえた観点からの検討が必要。【NTT東日本・西日本】
- 本来、接続料は事業者固有のコストに基づいて設定されるべきものであるため、メタルIP電話固有部分やNGN部分(共通部分、ひかり電話固有部分等)含め、IP網移行後の「同一接続料」については、東西別の接続料を設定すべき。ただし、メタルIP電話固有部分に東西別の接続料を設定することで、「同一接続料」の東西格差が大きくなる場合には、公正競争やユーザー料金への影響等も考えられることから、メタルIP電話固有部分について、引き続き東西均一料金を適用することはあり得る。【KDDI】
- 各々の業務区域における接続料は個別算定が原則であることから、利用者料金の地域格差や公正競争上の懸念が明らかに生じると想定される場合を除き、メタルIP電話の接続料は個別に設定し、ひかり電話の接続料(現行:東西別接続料)との加重平均により算定する「同一の接続料」も東西別とすることが本来あるべき形。【ソフトバンク】

<委員からの主な意見(第67回接続政策委員会(11/1))>

- 加入電話のトラヒックが減少する中でユニバーサルサービスを維持していくために、従来どおり、東西均一接続料を続けるのは理にかなっている。一方で、NTT東日本とNTT西日本は別会社であり、それぞれのコストに見合った接続料とすることも理にかなっている。どちらがより望ましいかという判断は難しいが、接続事業者の視点に立つと、東西別の接続料が採用されたときに、利用者の料金が東西で大きく変わらなければ、東西別接続料でも良いのではないかと。ただし、一度、東西別接続料とすると、もう一度、東西均一に戻すのは難しいと思われるので、東西別接続料が望ましいとするのであれば、ユニバーサルサービスに影響がないことを確認した上で実施すべき。
- 東西両方で均等にトラヒックがある事業者では影響が少ないのかもしれないが、東日本地域や西日本地域で主にサービスをしている事業者に対する影響がどうなるか。ヒアリングや試算によって影響を確認して、検討していかななくてはならない。
- 既にひかり電話は東西別の接続料であり、データに係る接続料についても基本的に東西別になっている。
- 今回はメタルIP電話とひかり電話を組み合わせた同一の接続料にするという状況も踏まえて、また、東西格差がどれくらいになるのかということも踏まえて検討していくことになるのではないかと。

<事業者からの主な意見(第68回接続政策委員会(12/13))>

- NTT東西のメタルIP電話の接続料については、本来、別会社であることから、東西別とすべきと考えるが、東西均一としてきた経緯を鑑みると、今般の試算(第67回接続政策委員会(11/1)資料1 P.12)において、接続料の東西格差が生じている状況に変化は見られないこと及び令和3年9月答申(P.68)では、東西格差が拡大する傾向にあることから、東西均一を継続すべきと考える。【トークネット】
- NTT東西資料の試算において、ユニバーサルサービスであるメタルIP電話の固有部分を東西別接続料とした場合における、ひかり電話と加重平均後の接続料の東西差(比率)は、これまでの加入電話・メタルIP電話接続料の検討時における試算(東西別とした場合の試算)と同様に大きいと考える。メタルIP電話固有部分においては、IP網への移行前後で状況に変化がないことから、客観的にみて、メタルIP電話固有部分の接続料については、これまでの整理(東西均一)でよいのではないかと考える。【オプテージ】
- 仮に東西別に接続料が設定された場合においても、NTT東西資料の試算の水準からはユーザ料金にまで影響を及ぼすものではないと想定。【オプテージ】

<委員からの主な意見(第68回接続政策委員会(12/13))>

- 加入電話の接続料を東西均一としてきたこれまでの検討経緯や制度的対応も踏まえると、メタルIP電話固有部分を東西別接続料とした場合の試算において、ひかり電話と加重平均後の接続料に東西差(1.20倍)が生じるように、接続料の東西格差が継続する状況下では、現行制度の趣旨等に基づくと、東西均一接続料の維持が妥当と考える。もちろん永続的に東西均一とすべきと考えるものではないが、東西別接続料とした場合の接続事業者を含めた影響はかなり大きいと思われるため、その点を慎重に考え、現在の対応は適切。
- 今までの経緯を見ると、本来は東西別接続料が望ましいと考えるが、今回のヒアリングでは、仮に東西別に接続料が設定された場合でも最終的なユーザ料金への影響がそれほど大きくないと想定する意見があった一方で、東西別接続料とした場合の試算において、東西格差がこれまでと同様に大きいと考えられるという意見や、実際に東西均一接続料から東西別接続料へ変更した場合、それに伴う混乱等があるのではないかとといった点を考慮すると、現時点では、東西別接続料にすべき積極的な理由はなく、東西均一接続料を維持したほうがよい。

論点3 東西均一接続料の扱い

<経緯>

- NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則。一方、これまで、加入電話・メタルIP電話の接続料においては、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。(なお、ひかり電話は東西別接続料。)
- 令和3年9月答申において、「移行期間中の接続料の算定として、(中略)東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きいため現実的ではないと言わざるを得ない」とされた。また、「今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要がある」とされた。

<考え方>

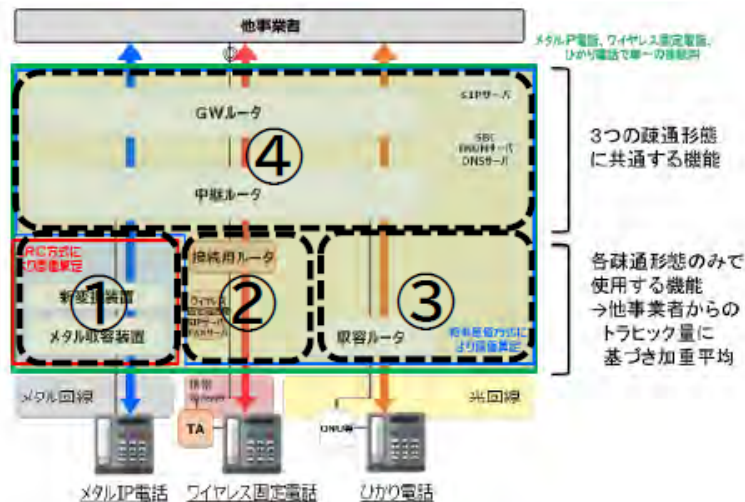
- NTT東日本・西日本からは、メタルIP電話固有部分を東西別接続料とする場合には、通信市場や利用者への影響を踏まえた観点からの検討が必要との意見があった。KDDIからは、本来、接続料は事業者固有のコストに基づいて設定されるべきであり、東西別とすべきであるが、東西別接続料を設定することで、ひかり電話の接続料との加重平均により算定する「同一の接続料」について東西格差が大きくなる場合には、公正競争やユーザ料金への影響等も考えられることから、メタルIP電話固有部分について、引き続き東西均一接続料を適用することはあり得るとの意見があった。ソフトバンクからは、各々の業務区域における接続料は個別算定が原則であることから、利用者料金の地域格差や公正競争上の懸念が明らかに生じると想定される場合を除き、メタルIP電話の接続料は個別に設定し、「同一の接続料」も東西別とすることが本来あるべき形であるとの意見があった。
- また、メタルIP電話固有部分を東西別接続料とした場合におけるひかり電話と加重平均後の接続料の試算に基づき、東日本地域や西日本地域を主たる業務地域とする事業者へ影響を確認したところ、事業者からは、東西格差が生じる状況にこれまでと変化はみられないことから、これまで東西均一接続料としてきた経緯に鑑み、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続すべきとの意見があった。
- この点、今般の試算のように接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、接続料算定方法の次期適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当ではないか。
- 一方で、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを踏まえ、東西別接続料への是正について、引き続き検討を行っていくことが必要ではないか。

令和5年11月1日(水)
 第67回委員会資料1より抜粋
 ※下段の事務局試算を追記

【3分あたり単価における比較(2023年度)】

	東西			東西差 (西/東)
	東日本	西日本		
①メタルIP電話(固有部分) <small>現行制度における均一料金の対象</small>	6.12	5.43*	6.80*	1.25倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	-	-	-	-
③ひかり電話(固有部分)	-	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	-	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	-	3.48	4.19	1.20倍

※①メタルIP電話(固有部分)の東日本・西日本単金については、2023年3月8日に総務大臣より通知を受けたモデルにより試算



(図) 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第66回) (2023年10月11日)資料抜粋、一部加筆

(注: 上記試算に基づき事務局試算) ①メタルIP電話(固有部分)について「東西均一」とした場合(単位:円)

	東日本	西日本	東西差(西/東)
①メタルIP電話(固有部分)	6.12	6.12	1.00倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	-	-	-
③ひかり電話(固有部分)	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	3.78	3.90	1.03倍

日本電信電話株式会社の再編成(平成11年7月1日)

情報通信審議会答申「IT時代の接続ルールの在り方について 第二次答申」(平成13年7月19日)

- NTT東日本とNTT西日本とが電気通信事業者としてその経営実態に即して業務展開を行っていくことがNTT再編の趣旨であり、特定費用負担金制度が存続する平成13年度までの期間が終了した後は、NTT東日本とNTT西日本とで異なる接続料を設定すべき。

情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」(平成14年9月13日)

- NTT東日本・西日本に係る特定費用負担金制度の終了を踏まえ、また、NTT東日本及びNTT西日本が別会社であるという事実を前提にすれば、それぞれのコスト構造・水準の違いを反映した各社固有のLRICベースのコストに基づき接続料を設定することが最善の方法。

第155回国会衆総務委員会決議「接続料等に関する件」(平成14年11月28日)

- 一 国民生活に不可欠な基礎的な通信手段というユニバーサルサービスの主旨に鑑み、NTTの接続料については平成十五年度以降も引き続き東西均一を維持し、ユーザー料金に地域格差を生じることがないように適切な措置を講ずること。
- 二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し相対的に大きな負担を強いるものであり、接続料の算定に当たっては基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。
- 三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、仮定と予測に基づいてコストを算出する長期増分費用方式と現実の乖離を最大限抑えるべく、各種入力値は適切に算定するなど、消費者の利益に資するために適切な措置を講ずること。
- 四 接続料の算定に用いている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保やブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を考慮し、早期廃止に向けあるべき接続料の算定方式を検討すること。
- 五 接続料についての日米意見交換に当たって、政府は以上の立場を堅持し、国益最優先の立場で取組むこと。

第155回国会参総務委員会決議「相互接続料等に関する決議」(平成14年11月28日)

現在検討されている相互接続料の見直しについては、電話サービスが低廉な料金で全国民に対し公平に提供されるべきユニバーサルサービスであることを踏まえ、政府は左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 電話サービスが国民生活に不可欠な基礎的な通信手段であることから、ユニバーサルサービスの趣旨にかんがみ、相互接続料については、ユーザー料金に地域格差が生じることのないようNTT東西間で格差をつけないこと。
- 二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し、相対的に大きな負担増を強いるものであり、接続料の算定に当たっては、基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。
- 三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、適切な入力値に基づき相互接続料を算定すること。
- 四 接続料の算定に用いられている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保及びブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を十分に考慮し、廃止を含め、あるべき相互接続料の算定方式を検討すること。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正(平成15年法律第125号)

- 接続料を均一とすることにより生じる接続料収入と原価との乖離を是正するため、NTT東日本がNTT西日本に対して金銭を交付する東西交付金制度が導入され、NTT東日本とNTT西日本との接続料について同等の水準を確保することを財政面からも措置。

情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(平成16年10月19日)

- 接続料規則における原価算定の原則やNTTを東西二つの地域会社に再編した経緯からはNTT東日本・NTT西日本が各々の費用に基づく異なる接続料を設定することが適当だが、20%を超える東西格差及び現時点において既存の固定電話サービスが果たすことが期待されている社会的役割を考慮し、平成17年度以降の接続料についても東西均一とすることが適当。

情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(平成19年9月20日)

- 平成20年以降の接続料において、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性がある東西別接続料を設定することは、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難であり、現行の接続料算定方法を大幅に見直さない限りにおいて、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当。

情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」(平成22年9月28日)

- NTT東日本・NTT西日本間の接続料の格差は、GC接続、IC接続ともに20%以上に達しており、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当。
- なお、NGNによるIP電話(IGS機能)において東西別接続料が設定されていることに鑑み、固定電話に比して、ある程度IP電話が普及した段階においては、社会的コンセンサスに十分配慮しつつ、東西別接続料の導入について検討する必要がある。

情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について」(平成24年9月25日)

- 依然としてNTT東日本・NTT西日本間の接続料格差は、GC接続、IC接続ともに20%以上に達している。
- 平成22年答申以降、接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等、この数年間で東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成25年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当。
- 他方、東西別接続料が設定されているNGNのIP電話については、電話単独では提供されていないこと、PSTNがNGNと異なり音声に特化したサービスであることを踏まえると、現時点においてはPSTNとNGNを同一の観点から比較するに至っていないが、将来的にPSTNに係る接続料についても、改めて東西別接続料の設定に関する検討が必要。

情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)

- 長期増分費用方式の適用を受ける接続料においても、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する原価は別々に算定されるものであり、NTT東日本・西日本の各々の接続料が別々に算定され、設定されることが原則。
- これまで、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。これについて、今般、改良PSTNモデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きいため現実的ではないが、今後、IP網ベースの接続料への移行に合わせて、東西均一の接続料の維持の要否について検討を行っていく必要がある。
- したがって、次々期適用期間以降の接続料の在り方に向けては、接続料が本来、東西別で設定されるものであることを念頭に、PSTNからIP網への移行状況や、移行後の提供サービスにおける利用者料金と接続料との関係等を踏まえつつ、東西均一接続料の維持の要否について検討することが適当である。

情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(令和3年9月1日)

- 長期増分費用方式の適用を受ける場合であっても、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する原価及び接続料は、個別に算定・設定されることが原則である。
- 他方、これまで、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。
- 今般、移行期間中の接続料の算定として、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを併用するとしても、東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きい現実的ではないと言わざるを得ない。
- 今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要がある。

(図表26 東西別料金設定による接続料水準及び東西格差への影響)

【第8次PSTN-LRICモデル】

	R4AC	R5AC	R6AC
東日本(①)	8.23円/3分	8.59円/3分	8.98円/3分
西日本(②)	9.96円/3分	10.58円/3分	11.19円/3分
東西比(②/①)	1.21	1.23	1.25

【第9次IP-LRICモデル】

	R4AC	R5AC	R6AC
東日本(①)	4.58円/3分	4.82円/3分	5.12円/3分
西日本(②)	5.92円/3分	6.34円/3分	6.79円/3分
東西比(②/①)	1.29	1.31	1.33

※ GC接続とIC接続の単金の加重平均値(トラフィック割合で加重)。GC接続・IC接続ともにトランクポート等費用を含む。NTSコストの一部を接続料原価へ付け替えた場合の試算結果。

※ メタル回線を光回線とみなすロジックを適用しない場合の試算結果。
 ※ 試算値は、試算方法等に起因する誤差を含む可能性がある。
 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラフィック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施。本試算結果は、中間的な入力値による試算結果を示したものの。

論点5 その他検討を要する事項

- ・上記の他、IP網への移行後の音声接続料の在り方について検討を要する事項はあるか。
- NTT東日本・西日本から以下の事項について提案(第67回接続政策委員会(11/1))があった。
 - ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較
 - L R I Cモデルの運用プロセスの簡素化
 - 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

<事業者からの主な意見>

- LRIC方式の運用には多くのコストを要しており、①従来のように3年間を周期としたモデル見直しを行うのではなく、市場環境・技術動向等の変化が生じた際に、必要に応じて見直すようにする、②LRICモデルの入力値は、数百ものパラメータがあるものの、近年、大きな変化がないものも多いため、そのようなものは、市場環境・技術動向等の変化が生じた際に、必要に応じて見直すようにする、のような簡素化が必要。【NTT東日本・西日本 第67回接続政策委員会(11/1)】
- NTT東日本・西日本が提案するLRICモデルの入力値のうち、以下①②のようなものについては、毎年度の更新を行わず固定的とすることが合理的であると考え。なお、固定的としたのちも、①及び②の観点において、著しい変化が生じると考えられる場合においては、更新を行うことも可能と考える。【NTT東日本・西日本 第68回接続政策委員会(12/13)】
 - ① 採用値の増減がみられないもの(直近5年間の増減を考慮等)
 - ② 接続料原価に与える影響が限定的なもの
- LRICモデルの入力値のうち、メタルケーブル投資単価について、令和4年度適用接続料における採用値を継続(固定)した場合、令和5年度適用接続料原価の変動(増減率)は0.0004%であり、影響は軽微であると考え。また、道路占用料や通信設備使用料については、接続料原価に占める割合が1%未満となっており、接続料原価全体に与える影響は軽微と考える。【同上】

<委員からの主な意見>

- 事業者から提案のあった簡素化等の見直しは、適宜、考えていかないといけない。例えば、四半期単位の実績トラヒックのホームページでの開示義務については、全く見られていないのにやらなければいけないというのは労力の無駄。このような点は適宜見直していくというのは良いことであり、事業者からも適宜指摘いただけると良い。(第67回接続政策委員会(11/1))
- 事業者から提案のあった、メタルケーブル投資単価の採用値の対前年増減率は、0%台がほとんどである一方で、マイナス2.6%、マイナス2.7%といった数値が散見され、これは、接続料に有意な影響を与え得るのではないか。そのような場合には特別にLRICモデル入力値の更新を行うことも可能という説明であったが、このような著しい変化が生じると考えられる場合というのは、LRICモデル入力値の提案募集を受けて、提案をしたから分かるようなものではなく、事業者において今年は変動が起きそうだといったことをあらかじめ把握できるような性格のものか。(第68回接続政策委員会(12/13))
 - NTT東日本・西日本より、「最終的に採用されるLRICモデル入力値は、当社以外の事業者も含めて提案される値の中からどういったものが採用されるかは予測しづらい。しかしながら、少なくとも当社が提案するLRICモデル入力値は、当社の事業に係る数値であり、前年からの変動幅は一定程度見込めると考えている」旨の回答があった。
- 「直近5年間の増減を考慮」の「5年」という期間はどのような判断基準で示されたのか。「著しい変化が生じると考えられる場合」について、どの程度の変化になれば「著しい」という判断をするのか。NTT東日本・西日本には判断に当たって、かなりの裁量が発生するので、適宜、説明を行う必要があるのではないか。(同上)
 - NTT東日本・西日本より、「『直近5年間』を特段有意な期間として考えているものではなく、期間については御議論があるところかと思っている、同様に、『著しい変化』についても様々考え方があり、接続料原価あるいは接続料水準にどの程度の影響があったときに著しい変化とみなすかという点について御議論・御検討いただければと考えている」旨の回答があった。
- LRICモデルの入力値については、募集・採用方法等、かなりテクニカルな点があるため、NTT東日本・西日本からの提案について、採用するに値するかに関する詳細な検討については、長期増分費用モデル研究会にお願いしてはどうか。(同上)

論点5 その他検討を要する事項

<経緯>

- LRICモデルは、新規参入者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合をモデル化して費用を算定するものである。そのため、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、最新の技術をモデルに適用することが望まれる。
- LRICモデルの入力値については、令和3年9月答申において、通信量については「令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当」とされ、通信量以外の入力値については「令和3年度までに引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」とされた。

<考え方>

- NTT東日本・西日本から、LRICモデルの入力値には、近年、大きな変化がないものも多く、直近5年間に於いて採用値の増減がみられないものや、接続料原価に与える影響が限定的なものについては、毎年度の更新を行わず固定的とすることが合理的であり、固定的とした後に著しい変化が生じると考えられる場合には更新を行うことも可能とすべきとの意見があった。
- この点、固定的とすることが適切な期間や、（仮に「固定的」とした場合に）NTT東日本・西日本がどのような方法で「著しい変化が生じる」と判断して更新を提案するのか、どの程度の変化を「著しい」とするのか、あるいは、接続料原価に有意な影響を与え得るものと判断するのかという点について、更なる検討が必要ではないか。
- これまで「（前略）必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」とされてきたことも踏まえ、NTT東日本・西日本から固定的とすべきとの意見のあった入力値を含め、総務省において毎年度の見直しの必要性について上記観点も踏まえて検討することとし、その際、LRICモデルの入力値は事業者への募集や採用値の決定方法等において技術的・専門的な点が多いことから、詳細な検討を要する場合には、長期増分費用モデル研究会等において行うことが適当ではないか。

論点5 その他検討を要する事項

- ・上記の他、IP網への移行後の音声接続料の在り方について検討を要する事項はあるか。
- NTT東日本・西日本から以下の事項について提案（第67回接続政策委員会（11/1））があった。
 - ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較
 - L R I Cモデルの運用プロセスの簡素化
 - 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

<事業者からの主な意見>

- 約20年前(平成17年3月)の要請に基づく、四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務について、これまでトラヒックは一貫して減少し続けており、四半期単位に傾向が変化するものではないことや、ホームページの閲覧数も僅かであることから、トラヒックの開示は、年度単位(毎年度の認可申請時)に見直していただきたい。【NTT東日本・西日本 第67回接続政策委員会(11/1)】
- 開示情報の閲覧件数は2、3件/週となっている。実績トラヒックの情報開示月(1月・4月・7月・10月)とそれ以外の月における閲覧件数に顕著な差がなく、全体の閲覧件数も僅少であることから、開示頻度を「四半期単位」から「年度単位」に見直していただきたい。【NTT東日本・西日本 第68回接続政策委員会(12/13)】
- 開示の回数を減らした場合、開示の都度発生する工程、それに伴うコストや稼働は一定削減されるので、開示の回数が減ることについては非常に意義があると考えている。加えて、開示する情報の内容や粒度について、現在四半期単位でトラヒックのデータを開示しているが、この四半期単位というデータの粒度が本当に必要とされているかどうかについても、改めて議論をいただきたい。(同上)

<委員からの主な意見>

- 事業者から提案のあった簡素化等の見直しは、適宜、考えていかないといけない。例えば、四半期単位の実績トラヒックのホームページでの開示義務については、全く見られていないのにやらなければいけないというのは労力の無駄。このような点は適宜見直していくというのは良いことであり、事業者からも適宜指摘いただけると良い。(第67回接続政策委員会(11/1))
- 四半期ごとの開示を年度に変更するとどれほどコスト削減になるか。年4回と年1回のコストの差は僅かで、わざわざ見直すほどのことでもないのではないか。「見られていないから、必要ではない」というものでもなく、開示していることが、透明性の証明でもある。特にトラヒックは接続料算定の基礎になるものなので、開示コストが大きくないなら、現行のままでも良いのではないか。(第67回接続政策委員会後 追加意見)
- 突発的な災害等によるトラヒック増のようなケースもあり得るので、開示する実績トラヒックを年度単位の情報にしてしまうとその影響が読みにくくなってしまう。統計データとしては四半期単位か、より細かいデータが欲しい。それをタイムリーに用意するのが難しいということであれば、開示頻度は年一回にしてもよいと考える。(第68回接続政策委員会(12/13))
- 実績トラヒック開示の頻度を年4回から年1回に変更した場合のコストはどのようになるか。開示の都度発生するコストだけではなく、固定的なコスト等を含めて考えた場合のコストについては、開示の頻度を年4回から年1回にした場合、コストが4分の1になるというものではないのではないか。(同上)
- 開示の頻度が下がるということは、一つには透明性がそれだけ低下し、もう一つは予見性の面でも下がると考えられる。接続料を予見しなければならぬ側の接続事業者には別途トラヒックを開示するのか。開示されたトラヒックを閲覧している件数は、週2、3件で僅かということだが、これは透明性の問題だと思われる。もう一つの予見性という観点では、接続事業者にとっての予見性の担保についてどう考えているか。(同上)
 - NTT東日本・西日本より、「透明性、予見性の双方を確保していくべきと考える。現在開示しているトラヒックのデータは、接続事業者も閲覧でき、今後、このデータの開示の頻度及び情報の粒度を見直していく際には、とりわけその情報の中身について、接続事業者の予見性確保のために、どういった情報が必要かという点についても、接続事業者の意見を伺いながら考えていく」旨の回答があった。
- 更新頻度が1年に1回になって差し支えないか等の点については、接続事業者にもかなり影響すると思われるので、接続事業者の御意見も伺ってはどうか。(同上)

1. NTT東日本・西日本による四半期単位の実績トラヒック開示は必要と考えるか。【選択回答】

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ①現行(年4回)の開示を継続すべき | :0社 |
| ②NTT東日本・西日本の提案通り年1回で差し支えない | :9社 |
| ③その他() | :1社(特に意見なし) |

2. NTT東日本・西日本が開示する実績トラヒックの粒度はどのようにすることが適切と考えるか【選択回答】

- | | |
|------------------------|-------------|
| ①現行(四半期単位のトラヒック)を継続すべき | :1社 |
| ②年度単位のトラヒックで差し支えない | :8社 |
| ③その他() | :1社(特に意見なし) |

3. 実績トラヒックの開示の頻度が減少することによって、速報性が低下するなどにより、事業者の意思決定に及ぼす影響はありますでしょうか。【自由回答】

- 特になし(7社)
- 意見なし(2社)
- 開示頻度については年1回で差し支えないものの、接続事業者の予見性確保の観点から取り付けられた本運用の趣旨に鑑みれば、本来はトラヒック提示のみでは不十分であり、接続料原価も踏まえ初めて予見性確保ができるものと考えます。したがって、NTT東西様における認可申請プロセスを可能な限り早期に実施いただきたく存じます。

4. その他NTT東日本・西日本による実績トラヒック開示について意見はありますでしょうか。【自由回答】

- 意見なし(8社)
- 実績トラヒック開示が年1回になることはNTT東日本・西日本のコスト削減にも繋がり、結果として接続料の低廉化にも資することから、他の開示データにおいても必要性の低いものは頻度を下げる、廃止する等の対応を実施すべきと考えます。
- 年度単位へ見直しになった場合も、現状同様認可申請時(1月目途)での開示を求めます。

論点5 その他検討を要する事項

<経緯>

- 接続料に関し、接続事業者の予見性を高められる措置の実施について要望があったことを受け、平成17年3月、総務省より、NTT東日本・西日本に対して「通信量動向が接続料算定に与える影響が甚大であることにかんがみ、貴社において、少なくとも四半期ごとに交換機を経由する通信時間及び通信回数の最新データを公表すること」との要請を実施し、現在まで同社ウェブサイトにおいて開示されている。
- 接続料算定の基礎たるトラヒックについては、接続料の算定に必要な範囲で網使用料算定根拠においても開示されており、一定の透明性は確保されている。

<考え方>

- NTT東日本・西日本による四半期単位の実績トラヒックの開示については、これまで加入電話トラヒックの減少による接続料の変動に関し、接続事業者の予見性、接続料の透明性の確保に一定の役割を果たしてきたと考えられる。
- 今般、NTT東日本・西日本から、これまでトラヒックは一貫して減少し続けており、四半期単位に傾向が変化するものではないことや、ホームページの閲覧数も僅かであることから、開示に係るコストも踏まえ、開示頻度を「四半期単位」から「年度単位」に見直すとともに、開示する情報の内容や粒度についても見直すべきとの提案があった。
- この点について、全く閲覧されていないのに開示が義務付けられているのは労力の無駄であるため見直していくべきとの意見、年4回と年1回の開示によるコストの差と比べて接続事業者の予見性や接続料の透明性が低下することを懸念する意見の双方が見られた。また、突発的な災害等による影響を把握するため、開示内容としては四半期単位を維持すべきとの意見もあった。
- そこで、接続事業者への影響について接続事業者に意向を調査したところ、大半の事業者が開示頻度について「年1回で差し支えない」、開示内容について「年度単位のトラヒックで差し支えない」という意見であった。
- 以上を踏まえ、現在の四半期単位の開示については、接続事業者の予見性を高めるために継続すべきとは言えないことから、開示頻度を「年度単位」とし、開示内容についても「年度単位」とすることが適当ではないか。
- その上で、一部の接続事業者からは、予見可能性について、接続約款変更認可申請を可能な限り早期に実施すべき等の意見があったところ、NTT東日本・西日本及び総務省においては、接続事業者の予見可能性の観点からも、年度内に次年度の接続料を認可できることを念頭に、接続料の改定に必要な行政手続を適切なスケジュールで進めていくことが適当ではないか。また、トラヒックの変動の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生した場合には、適切な情報開示の要請を検討するなど、総務省が状況を注視していくことが適当ではないか。